

門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地との境界には、コンクリート杭が埋設される予定もしくは、埋設されておりますので、壊したりしないようお願いいたします。

つきましては、この境界線上に、門・ブロック塀・万年塀・土留壁などを作るときは、塀などの外面が、境界線より、5センチメートル民地側となるように、設置してください。
(但し、隅切り部分は、6.5cm超)

このことは、さいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

図で示すと、次のようになりますので、御協力願います。

なお、門・塀・ブロック塀等を作る際は、区画整理法76条申請が必要となります。

